

○南陽市指定訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成28年9月27日

告示第136号

改正 平成30年3月26日告示第28号

平成30年8月1日告示第158号

令和元年10月1日告示第39号

令和3年4月1日告示第128号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、訪問型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「訪問型サービス」とは、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。

(費用の算定)

第3条 訪問型サービスに要する費用の額は、別表「指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表」により算定するものとする。

2 指定訪問型サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(単位数の端数の取扱い)

第4条 前条の規定により指定訪問型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(算定額)

第5条 指定訪問型サービス費の額は、法第53条第2項の規定に準じ、指定訪問型サービスに要した費用の額（その額が当該指定訪問型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定訪問型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に該当する額とする。

2 第1号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である事業対象者（同条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く。）が

受ける指定訪問型サービスについては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

- 3 第1号被保険者であって施行令第29条の2第4項の規定により算定した所得の額が同条第5項に規定する額以上である事業対象者（同条第6項各号のいずれかに該当する場合を除く。）が受ける指定訪問型サービスについては、第1項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第28号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日告示第158号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年10月1日告示第39号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第128号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

指定訪問型サービス第1号事業支給費単位数表

1 訪問型サービス費（1月につき）

- (1) 資格型（Ⅰ） 1, 117単位
- (2) 資格型（Ⅱ） 2, 232単位
- (3) 資格型（Ⅲ） 3, 541単位
- (4) 資格不要型（Ⅰ） 941単位
- (5) 資格不要型（Ⅱ） 1, 879単位
- (6) 資格不要型（Ⅲ） 2, 982単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービス事業所（南陽市指定訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年告示第137号。以下「市指定訪問型サービス基準」という。）第4条第1項に規定する指定訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問型サービスを行った場合に、区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。なお、回数については（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、類型についてはア、

イにより区分する。

(Ⅰ) 介護予防サービス・支援計画（法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の指定訪問型サービス

(Ⅱ) 介護予防サービス・支援計画において1週に2回程度の指定訪問型サービス

(Ⅲ) 介護予防サービス・支援計画において(Ⅱ)に掲げる回数を超える指定訪問型サービス（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

ア 資格型 訪問介護員等が生活援助サービスを提供する類型

イ 資格不要型 訪問介護員等以外の者が生活援助サービスを提供する類型

注2 指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けたものに限る。）若しくは指定訪問型サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 別に市長が定める地域に所在する指定訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 別に市長が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員

等が指定訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（市指定訪問型サービス基準第25条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。

注7 利用者が一の指定訪問型サービス事業所において指定訪問型サービスを受けている間は、当該指定訪問型サービス事業所以外の指定訪問型サービス事業所が指定訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定訪問型サービス事業所がいずれも(4)から(6)までのいずれかの算定に係る指定訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

注8 令和3年9月30日までの間は、(1)から(6)までについて、それぞれの所定単位数の1000分の1に相当する単位数を加算する。

(7) 初回加算 200単位

指定訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（市指定訪問型サービス基準第39条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算（I） 100単位

サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリ

テーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。（9）において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

(9) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(8)を算定している場合は、算定しない。

2 介護職員処遇改善加算

別に市長が定める訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準に定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 前項(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 前項(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 前項(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

注 訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

- 1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。
- 2 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たすこと。
- 3 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。
- 4 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。
- 5 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。

(キャリアパス要件Ⅰ)

次のア、イ及びウを満たすこと。

ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅱ)

次のア及びイを満たすこと。

ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び（ア）又は（イ）に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

（ア） 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF—JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

（イ） 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（キャリアパス要件Ⅲ）

次のア及びイを満たすこと。

ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する仕組みであること。

（ア） 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

（イ） 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

（ウ） 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。

ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

（職場環境等要件）

届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。

3 介護職員等特定処遇改善加算

別に市長が定める訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合は、当該基準

に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 第1項(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 第1項(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注 訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

1 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

2 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

（職場環境等要件）

届出の計画に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）別表1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。ただし、令和3年度においては、6の区分から3の区分を選択し、それぞれで1以上の取組を行うこと。介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。

（介護福祉士の配置等要件）

併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。

（処遇改善加算要件）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

（見える化要件）

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、介護職員等特

定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については、令和3年度は算定要件としないものとする。